## 転出時の主な手続き

引っ越しの14日前~引っ越し後14日以内に手続きをお願いし

手続きできる庁舎

本→本庁舎 / 支→勝沼・大和支所

ます。

持ち物や注意事項

担当課 戸籍住民課

転出届

※郵送でも手続きできます

本•支

\* 印鑑登録証(お持ちの方)

\*個人番号カード(または通知カード)※国

外へ転出する方 \*本人確認書類

住民記録•戸籍担当 (本庁一階 1番窓口)

**2**:0553-32-5061

国民年金資格喪失届/ 国民年金仟意加入届

※国民年金第1号被保険者で国外転出者のみ

国民健康保険資格喪失届

※国民健康保険被保険者 (修学のため市外に転出する場合は、 お問い合わせください)

本·支

後期高齢者医療の手続き

※75歳以上の方および65~74歳の 一定の障害のある被保険者

本•支

▶ \* 年金手帳

\* 印鑑(朱肉使用)

\*被保険者証(転出する方の分)※世帯主が 転出する場合は世帯全員分

\* 高齢者受給者証(70~74歳の方)

\*限度額適用•標準負担額減額認定証、 限度額適用認定証、特定疾病療養受療 証(交付されている方のみ)

\* 個人番号カード(または通知カード)

\* 顔写真付き本人確認書類

\* 印鑑(朱肉使用)

\*被保険者証

▶ \* 限度額適用·標準負担額減額認定証、 限度額適用認定証、特定疾病療養受療 証(交付されている方のみ)

戸籍住民課 国保•年金担当 (本庁一階 1番窓口)

**73**:0553-32-5173

児童手当消滅届

児童扶養手当 住所変更(喪失)届

ひとり親家庭医療費 受給者証変更届

子ども医療費受給資格者証の返還

赤ちゃんすくすく支援事業 貸出品の返却

▶ \* 印鑑(朱肉使用)

持ち物はケースによって変わりますので、 お問い合わせください

持ち物はケースによって変わりますので、 お問い合わせください

▶ \* 受給資格証

転出すると利用解除となります ▶ 速やかに貸出品を業者へ返却してくださ

子育て支援課 児童福祉担当 (本庁一階4番窓口)

3.0553 - 32 - 5081

保育所等の退所届

本

\* 印鑑(朱肉使用)

●注意事項●

保育所等でも手続きができますが、甲州 市外の保育所に通っている場合は子育で 支援課へ

子育て支援課 保育所担当 (本庁一階 4番窓口)

**23**:0553-32-5081

持ち物や注意事項

学校で「在学証明書」と「教科書給与証明 書」を発行します

●注意事項●

給食費の精算が必要な場合がありますの で、給食センターへお問い合わせください

転出後も甲州市の学校に通う場合は、印 鑑(朱肉使用)を持参いただき、教育総務

転出先の市区町村での手続きになります

教育総務課 学校教育担当 (本庁二階 22番窓口) **73**:0553-32-1412

担当課

学校給食扣当 (給食センター)

**73**:0553-33-4403

身体障害者手帳等の申請 (住所変更など)

転校手続き

本

◇身体障害者手帳 ◇療育手帳 ◇精神障害者保健福祉手帳

**障害福祉サービス等の** 各種受給者証の返還など

◇障害福祉サービス

◇隨害児诵所支援

障害者(児)医療等の 各種受給者証の返還など ◇白立支援医療

◇重度心身障害者医療費助成金

本•支

障害者(児)手当の喪失 (住所変更など)

◇特別児童扶養手当 ◇特別障害者手当等

◇甲州市障害児福祉年金等

本•支

持ち物は手続きによって変わりますので、 お問い合わせください

\* 印鑑

\* 重度心身障害者医療費助成金受給者

●注意事項●

「自立支援医療」は、転出先の市区町村 での手続きになります

\* 印鑑

●注意事項●

「特別児童扶養手当」・「特別障害者手当 等」は、転出先の市区町村での手続きに なります

福祉課 **隨害福祉**担当 (本庁一階 5番窓口)

**73**:0553-32-5067

高齢者サービス廃止等の手続き

◇緊急通報システム(ふれあいペンダント) 利用取消

本·支

介護保険資格喪失届

介護保険保険認定証等の返還 ◇介護保険負担割合証

◇介護保険負担限度額認定証 ◇社会福祉法人等利用者負担軽減確認証

持ち物は手続きによって変わりますので、 お問い合わせください

▶ \*介護保険被保険者証

**73**:0553-32-5066

介護支援課

(本庁一階 6番窓口)

▶ \*各種証書

持ち物や注意事項
----------

担当課

水道・下水道・市設置浄化槽 使用中止手続き

本・支

\* 印鑑

▶ ●注意事項● 使用を中止する日までにお手続きをお願いします 上下水道課 (本庁一階 10番窓口)

**2**:0553-32-5077

原動機付自転車・小型特殊自動車の廃車手続き(ナンバープレートの返還)

ンハーフレートの

\* ナンバープレート \* 標識交付証明書

\* 所有者の印鑑(朱肉使用)

\* 写真付き本人確認書類

税務課(本庁一階 9番窓口)

**2**:0553-32-5069

本・支 ※下記車両の問い合わせ先

○二輪の軽自動車(125CC超250以下)・軽自動車(三輪)・軽自動車(四輪)

山梨県軽自動車協会 笛吹市石和町唐柏791-1

**☎**055-262-7548

○二輪の小型自動車 (250cc超)

山梨運輸支局 笛吹市石和町唐柏1000-9 **☎**050-5540-2039

市営住宅の手続き

本

誰が転出するかによって手続き内容が変わりますので、お問い合わせください

建設課

(本庁二階 13番窓口)

**2**:0553-32-5071

ごみ・資源物の出し方

「家庭用ごみのガイドブック」をご覧ください

環境政策課(本庁二階 18番窓口)

**73**:0553-33-4404

犬の住所変更手続き

転出先の市区町村で、甲州市の犬の鑑札を持参し、手続きをしてください

▶●注意事項●

鑑札がない場合は甲州市で手続きが必 要な場合がありますのでお問い合わせく ださい 環境政策課(本庁二階 18番窓口)

**2**:0553-33-4404